

特殊詐欺防犯情報

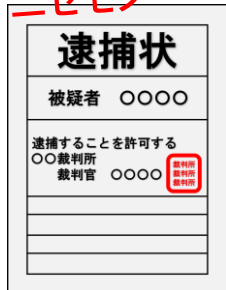
令和8年9月

詐欺の犯人の「送りつけ」に注意!!

警察官を名乗る者が「あなたは犯罪に関与している」等と電話をかけ、その後LINEなどに誘導して、ニセモノの逮捕状や警察手帳を提示して信用させ、お金を要求する手口があります。

詐欺の犯人は、自分の話を信じ込ませ、現金をだまし取るために、被害者に「色々なモノ」を送りつけてきます。

ニセモノ



ニセの「逮捕状」を送付

逮捕されると信じやすくするため

ニセの「リフォーム請求書」を送付



お金を引き出す際に、金融機関の窓口で不審に思われないように説明させるため

ニセモノ



スマートフォンを送付

スマートフォンで犯人の言うとおりの操作をさせるため

※これらを「レターパック」で送ってきたりもします。

警察は
絶対
しない

- ・ SNSで連絡をとったり、警察手帳や逮捕状などの画像を送る。
- ・ 「逮捕する」と言って金銭を要求する。
- ・ 現金の引出理由について指示する。
- ・ スマートフォンや逮捕状を送付する。



お金を振り込む前にまず相談（#9110又は最寄りの警察署へ）



岐阜県警察 生活安全総務課

